

地域における公益的な取組について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない



② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

③ 無料又は低額な料金を提供されること

(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

- **社会福祉法人の地域社会への貢献**

⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

○ 「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

| | 高齢者の住まい探しの支援 | 障害者の継続的な就労の場の創出 | 子育て交流広場の設置 | 複数法人の連携による生活困窮者の自立支援 | ふれあい食堂の開設 |
|-----------|--|---|---|--|--|
| 地域が抱える課題 | 加齢により転居を希望する高齢者の存在 | 商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保 | 子育てで孤立する母親の存在 | 雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加 | 地域で孤立する住民の増加 |
| 対象者 | 高齢者 | 障害者や高齢者 | 子育てに悩みを抱える母親 | 生活困窮者 | 社会的に孤立する者 |
| 取組内容 | 高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。 | 行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。 | 施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。 | 複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWiによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。 | 地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。 |
| 取組による主な効果 | 高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消 | 障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消 | 子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進 | 生活困窮者の自立促進 | 地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進 |